

iDeCoに関する制度改正のご案内（2024年12月施行）

■ 制度改正の概要

[1] 掛金の拠出限度額の見直し

国民年金第2号被保険者（会社員や公務員）のうち、確定給付企業年金（DB）等の他制度に加入している方（注）は、掛金の拠出限度額の算定方法が変更となり、拠出限度額の上限が、月額1.2万円から2万円に引き上げられます。

（注）確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付（共済）を指します。

勤務先の企業年金制度への加入状況	制度改正前	制度改正後 (2024年12月1日以降)
企業型DCのみに加入	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 «月額2万円が上限»	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) [※] «月額2万円が上限»
企業型DCとDB等の他制度に加入	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 «月額1.2万円が上限»	
DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）	月額1.2万円	
企業年金がない	月額2.3万円	月額2.3万円（変更なし）

※公務員の退職等年金給付（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合）の他制度掛金相当額は8千円と公示されました。これにより制度改正後の拠出限度額は、上限の2万円となります。

公務員を除く第2号被保険者の拠出限度額は、各月の企業型DCの事業主掛金額やDB等の他制度掛金相当額によって、2万円を下回る場合があります。

[2] 加入時の手続書類および加入後の事業主（勤務先）の事務手続の見直し

加入手続書類のうち「事業主の証明書」の提出および加入後、加入者の勤務先に義務付けられていた年1回の加入者の在籍および企業年金制度への加入状況の報告が不要となります。

制度改正に関する詳細は以下のページをご確認ください。

▶ [企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映（2024年12月1日施行）](#) 
(厚生労働省のWebサイトに遷移します)

制度改正の概要は以下の資料でもご確認いただけます。

▶ [iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ（PDF/577KB）](#) 
(厚生労働省作成の資料をPDFで表示します)

■ 現在 i D e C o にご加入いただいているお客さまへのご案内

第2号被保険者のうち、勤務先で確定給付企業年金（DB）等の他制度に加入している方（公務員を含む）

（1）掛金額を最大2万円まで増額できるようになります。

- ・ 拠出限度額の上限が月額1.2万円から2万円に引き上げられることにより、2024年12月拠出分（2025年1月引落分）から掛金を上限の2万円まで増額できます。
- ※ 2024年10月31日をもって、事前受付は終了しました。2024年11月以降、掛金額変更のお手続きを行われる場合、以下のページのお知らせをご確認ください。

※お手続き方法は以下のページからご確認ください

▶ [iDeCoの制度改正に伴う拠出限度額引き上げの事前受付のご案内](#)
（「お勤め先で確定給付型の他制度（DB等）にご加入中」かつ「iDeCoの掛金を『毎月定額』の方法で納付」されている方へ）

（2）掛金の納付方法の変更が必要な場合があります（対象となる方にはご案内を送付しております）。

- ・ 掛金の納付方法を『毎月定額以外（年単位拠出）』にされている方は、『毎月定額』への変更が必要な場合があります。
 - ※ 勤務先の実施する企業年金制度に加入している方は、法律の定めにより、納付方法として『毎月定額以外（年単位拠出）』を選択することはできません。
 - ・ 対象となる方（納付方法の変更が必要な方）には、お手続きに関するご案内を送付しております。
- 【重要】2024年10月末までに納付方法を変更してください。10月末までに変更していただけない場合は、2024年12月分掛金（2025年1月引落）から、掛金の引落を一時停止いたしますので、ご注意ください。**

【2024年11月8日追記】

お手続き期限を2024年12月6日（金）まで延長いたしました。

納付方法変更のお手続きが完了していない方は、以下のページのお知らせをご確認ください。

※お手続き方法は以下のページからご確認ください

▶ [iDeCoに関するお手続きのお願い](#)
（「お勤め先で確定給付型の他制度（DB等）にご加入中」かつ「iDeCoの掛金を『毎月定額』以外の方法で納付（年単位拠出）」されている方へ）

（3）制度改正により i D e C o 掛金の拠出ができなくなる場合があります。

- ・ 5.5万円から企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を差し引いた額がiDeCoの最低掛金額（5千円）を下回る場合、掛金を拠出できなくなります。
- ・ 掛金を拠出できなくなった場合、受給要件を満たせば脱退一時金を受け取ることができる場合があります。なお、企業型DCに加入している場合は、企業型DCにiDeCoの資産を移換し運用を継続することができるため、脱退一時金を受け取ることができません。

■ 勤務先で企業年金制度に加入している方で、iDeCoへの加入をご検討いただいているお客さまへのご案内

2024年12月の制度改正に伴い、2024年11月にご加入手続きを行われる場合は、書類のご提出締切や掛金引落の時期等が通常期と異なります。

また、勤務先でDB等の他制度に加入している方（公務員を含む）について、制度改正（2024年12月）よりも前にご加入いただく場合、拠出限度額の上限は月額1.2万円となり、お申し込み時期によっては、2025年1月引落分から掛金を増額することができません。

※お手続きに関するご留意事項等は以下のPDFでご確認ください。

▶ [制度改正に伴う加入手続きに関するご留意事項等のご案内（PDF/238KB）](#) 

詳しくは以下のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

一般照会用 0120-401-034

ゆうちょ Aプラン加入者専用照会用 0120-401-309

ゆうちょ Bプラン加入者専用照会用 0120-401-503

（※現在、ゆうちょ Bプランの新規募集は行っておりません）

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

（日曜日、祝日、振替休日、12月31日～1月3日を除きます）

※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※システムメンテナンスにより確定拠出年金コールセンターをご利用いただけない場合がございます。